

山梨県立病院機構未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

1 趣旨

本業務は、当機構において回収が滞っている医療未収金の回収を、債権回収のノウハウや実績を有する事業者へ委託することにより、医療未収金の円滑かつ効率的な回収を実現することを目的とする。

この実施要綱は、基本的な委託業務の内容を定めるとともに、事業者のノウハウを最大限に活用する観点から、業務の具体的な遂行方法は事業者の提案と裁量に委ねるものとして本業務の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を説明するものである。

2 業務概要等

(1) 業務名称

山梨県立病院機構未収金回収業務

(2) 業務内容

山梨県立中央病院及び山梨県立北病院において、発生から1年以上経過した医療費の患者負担部分に係る未収金等のうち、次に定める債権の回収業務

(3) 委託する債権

① 委託する債権は、原則として次のとおりとする。

- ア 当機構からの催告では円滑かつ効率的な回収が見込めないもの。
- イ 債務者の転居、死亡等により請求先が不明となっているもの。
- ウ その他、当機構からの催告の続行が適当でないと認められるもの。

② 委託しない債権は、次のとおりとする。

- ア 訴訟等の法的措置を実施しているもの。
- イ 医療上その他の紛争等の理由により、当機構が直接回収にあたるものが適当と判断されるもの。
- ウ 破産・免責となった未払者に係るもの。
- エ 無所得など経済的な理由で未払いであることが明らかなもの。
- オ 分納中その他の理由により、納付が見込まれるもの。
- カ その他、当機構で回収の委託を行わないと判断したもの。

(4) 委託する業務の内容

① 催告業務

ア 催告方法

- ・催告書等の文書送付及び架電、又は臨戸徴収により行うこと。

- ・催告書等には、納入期限を記載し、併せて支払方法の相談を受け付ける旨も記載すること。
 - イ 居所不明者等の住所等の調査
 - ・転居等により催告先が不明となっている場合は、住所等を追跡し判明した住所等へ催告書等を送付すること。
 - ウ 催告回数
 - ・未払いの状態が継続している場合は、各滞納者等に対し継続的に行うこと。
 - ② 収納業務
 - ア 滞納者等からの入金方法
 - ・滞納者等からの入金方法は、原則として銀行振込によることとし、回収金は口座で管理すること。なお、当該口座は、山梨県立中央病院及び山梨県立北病院の預かり口座としてそれぞれ弁護士名又は弁護士法人名、司法書士名又は司法書士法人名で新たに設けるものとし、本業務以外に利用しないこと。
 - イ 回収金の当機構への送金
 - ・回収金は、毎月末時点で締め、翌月の指定する日までに当機構に送金すること。
 - ③ 報告業務
 - ア 回収の実績については、毎月末時点で締め、翌月の指定する日までに口座の入金状況を示す書類とともに、文書にて報告すること。
 - イ 分納による回収見込額及び居所不明等による催告停止案件等、当機構が必要とする統計データも実績報告に併せて報告すること。
- (5) 分納の取扱い
- ① 分納の申し出

受託者による催告の結果、滞納者等から分納の申し出があった場合は、滞納者等の収入や財産の状況等を勘案し、一括納付は困難であるが継続的な納付が見込めると受託者が判断した場合は、分納の申し出を認めることとする。ただし、その最低額は月々5,000円を下回ることができないものとする。

また、毎月の分納額についても、できるだけ早期の完納を図ることを前提に、滞納者等との交渉結果をふまえ、受託者が判断するものとする。
 - ② 分納誓約書

分納を認めた場合は、滞納者等に分納誓約書を提出させるものとする。
 - ③ 分納の管理

毎月の分納金の入金状況を納期限まで確認するとともに、遅滞した滞納者等に対しては、(4)①に定める方法により督促するものとする。
 - ④ 収納・報告

分納の場合も、収納業務については(4)②、報告業務については(4)

③に定める方法により行うものとする。

(6) 催告停止案件の取扱い

① 催告停止案件

(4) ①に定める方法にもかかわらず、次に該当する場合は催告を停止し、個々の委託債権は当機構に返却すること。

ア 消滅時効の援用、破産、債務者死亡・相続人なし等、催告の続行が不可能であると判明したもの

イ その他、当機構と協議した結果、催告の続行が困難であると判断したもの

② 報告

催告停止案件については、その顛末を(4)③に定めるとおり、個々の委託債権ごとに報告するとともに、根拠書類を併せて提出すること。

(7) 提供する情報等

① 提供情報

ア 受託者に対して提供する、委託する債権に関する情報は、以下のとおりとする。

・氏名、生年月日、住所、電話番号、未収金額、請求書発行日、最終支払日、受診日又は入院期間、その他債権を特定し、滞納者等に催告する際に必要な情報

イ 滞納者又はその家族から催告にかかる問い合わせがあり、その内容が提供する情報以外に及ぶときは直ちに当機構あて照会するものとする。

② 提供時期・方法

情報提供時期及び方法は、受託者と協議して定めるものとする。

(8) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日の3年間とする。

地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第41条第2項に基づく契約である。ただし、翌年度において当該契約に係る収支予算について減額又は削除があった場合は、契約期間を短縮又は当該契約を解除することがある。

(9) 委託費（成功報酬）

委託費は回収金額に対する成功報酬のみとし、委託費の取扱いは次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税抜きの成功報酬率が28%を超える提案は選考対象から除外する。

① 委託費の算出

ア 委託費は各月の回収額に成功報酬率を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

イ アの結果、一円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

② 委託費の支払方法

受託者は、(4) ②イ及び(4) ③アに定める当機構への回収金の送金及び報告に併せて毎月請求書を送付し、当機構は当該請求書及び報告に基づき受託者に委託料を支払うものとする。

(10) 個人情報保護

当機構から提供する個人情報については、その取扱いには特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないよう万全の対策を講じること。上記を担保するため、契約の際には、特記事項として契約書に記載する。

(11) その他

本要綱に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、契約を締結する際に当機構と受託者が協議のうえ定めるものとする。

3 受託者選定に関する事項

(1) 日程等

主な日程は下記のとおりである。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 要綱、様式のDL開始 | 令和6年10月24日(木) |
| ② 参加表明書類等の提出期限 | 令和6年11月14日(木) |
| ③ 審査会 | 令和6年11月下旬予定 |
| ④ 選定結果通知 | 令和6年11月下旬予定 |
| ⑤ 契約締結 | 令和6年12月上旬予定 |

(2) 参加資格要件

以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)第4条に規定する弁護士、同法第30条の2に規定する弁護士法人または、司法書士法(昭和25年法律第197号)第4条に規定する司法書士(同法第3条第2項に規定する認定司法書士に限る。)、同法第26条に規定する司法書士法人(同法第29条第2項に規定する認定法人に限る。)であること。なお、司法書士及び司法書士法人にあっては、140万円を超える債権について、提携弁護士等による対応が可能であること。
- ③ 令和6年1月1日現在、過去3年間において医療機関(一般病床100床以上のもの)での2の業務受託実績があること。
- ④ 山梨県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始

の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(3) 提出書類及び部数

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書、企画提案書及び見積書、誓約書を指定期間中に提出しなければならない。

- ① 山梨県立病院機構未収金回収業務プロポーザル参加表明書
(様式1号) 1部
- ② 企画提案書 (A4横版、任意様式) 6部
- ③ 見積書 (成功報酬) (様式2号) 1部
- ④ 誓約書 (様式3号) 1部

※ 様式等は山梨県立病院機構のホームページからダウンロードすること。

(4) 提出方法

提出方法は、事前連絡のうえ持参又は書留郵便 (期限内必着) とする。

(5) 提出期間

令和6年10月24日 (木) ~ 令和6年11月14日 (木)

なお、書類の提出、問い合わせ等は土日祝日を除く平日9時から17時までとする。

(6) 提出先

〒400-8506 山梨県甲府市富士見1丁目1-1
山梨県立中央病院 医事課 診療報酬担当
電話 055-253-7111 (内線: 1351) FAX 055-253-2900

(7) 質問及び回答

① 質問書 (様式第4号) 提出方法

質問がある場合は、質問書により受けつけることとし、電子メールにて送付すること。その際、件名を「(診療報酬担当宛) 山梨県立病院機構未収金回収業務に関する質問 (貴社名)」とすること。なお、電話・口頭による質問には応じない。

② 提出先

chubyo▲ych▽pref▽yamanashi▽jp

「▲」は「@」に、「▽」は「.」にそれぞれ置き換えてください。

③ 受付期間

令和6年10月24日 (木) ~ 10月30日 (水) 17時

④ 質問書への回答

質問書に対する回答は、令和6年11月5日 (火) までに地方独立行政法人山梨県立病院機構のホームページに掲載することにより、全ての参加希望者に周知する。

(8) ヒアリング

提案者に対して、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。その場合は、提案者に対して日程等を連絡する。

(9) 最優秀提案者の選定

① 選定の方法

提出書類等を踏まえて、山梨県立病院機構未収金回収業務委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）が総合的に審査し、最優秀提案者を選定する。

⑥ 評価項目と評価基準

企画提案書の評価は、次の項目について行うため、企画提案書に具体的に記載すること。

I 業務実施方針

ア 基本的な取り組み姿勢

- ・医療費未収金の性質を理解した上での取り組みとなっているか。
- ・当機構の信頼性の確保に配慮されているか。
- ・法令遵守が確保されているか。

イ 業務の特色

- ・本業務を実施する際、事業者が有するノウハウ、回収率向上のための工夫が最大限に活かされているか。

II 実施体制

ア 業務執行体制と責任体制

- ・本業務を実施するための適切な組織体制（管理責任者、配置人員数、指揮監督者等）が明確にされているか。
- ・催告書等の誤発送その他トラブル発生時の対応体制が明確にされているか。

イ 業務実施予定人員

- ・業務実施に関する知識、経験及び有用な資格を有する担当者を配置するなど適切な人員が確保されているか。

III 業務執行方法

ア 催告方法、回数、スケジュール

- ・本要綱2を踏まえた提案となっているか。
- ・催告する内容は適正、妥当なものか。
- ・回収向上のため、方法、回数、スケジュールは妥当なものか。
- ・催告書等の誤発送の防止対策は充分か。

イ 居所不明者等の住所等の調査方法

- ・本要綱2を踏まえた提案となっているか。
- ・住所等調査の対象者の範囲は広範なものとなっているか。
- ・居所不明発覚から調査までの方法、スケジュールは妥当なものか。

- ウ 滞納者からの回収金の収納及び当機構への回収金の入金方法
 - ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
 - ・方法は妥当なものか。
- エ 滞納者等からの相談（分納等）に対する対応方法
 - ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
 - ・分納の取扱方針・対応方法が明確となっているか。
 - ・分納の取扱方針・対応方法は妥当なものか。
- オ 催告停止案件の考え方
 - ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
 - ・催告停止案件の考え方が明確となっているか。
 - ・催告停止案件の考え方は妥当なものか。
- カ 回収実績等の報告方法、内容
 - ・本要綱 2 を踏まえた提案となっているか。
 - ・報告方法、内容は妥当なものか。
- キ その他の提案（回収率向上策や当機構に対する支援サービス等）
 - ・回収率向上に資するものか。
 - ・当機構にとって有益なものか。
 - ・臨戸徴収ができる場合には、その旨と対応方法を記載すること。
なお、これに係る経費は受託者負担とする。
 - ・医療未収金の債権管理に係る当機構職員からの法的相談や、医療未収金対策等に係る当機構職員向けの研修会開催に応じられる場合には、その旨を記載すること。なお、これらに係る経費は受託者負担とする。
 - ※受託するにあたって、1 債権（又は 1 債務者）あたりの最低取扱い額がある場合はその額を記載すること。（例：5 千円）
 - ※司法書士又は司法書士法人にあつては、140 万円を超える債権への対応方法を記載すること。

IV 医療未収金回収業務の受託実績

- ア 過去 3 年間における受託件数・金額及び回収実績（件数・金額）
 - ※ 国公立別、病床規模別、延滞期間別（発生後半年以内、1 年以内、1 年超 2 年以内、2 年超等）等に回収実績を明示すること。
 - ・受託件数は豊富か。
 - ・回収実績は高いか。（特に 2～3 年以上の長期滞納未収金の回収率）

V 個人情報保護の考え方、体制

- ア 個人情報保護に関する規程の整備
 - ・個人情報保護に関する考え方が明確になっているか。
 - ・個人情報保護に関する規程が整備されているか。
- イ 個人情報保護に関する体制
 - ・個人情報保護に万全を期すため、責任者を配置するなど組織的に対応しているか。

ウ 情報漏洩等トラブル発生時の対応体制

- ・情報漏洩等トラブル発生時の対応マニュアルが整備されているか。
- ・職員の研修が実施されているか。

VI 委託業務に関する費用（成功報酬の割合）

(10) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に書面で通知するとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構のホームページに掲載する。（令和6年12月下旬予定）

(11) 契約の締結

（9）により最優秀提案者として選定された者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、（9）に基づき順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(12) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① ヒアリングの時間に遅れた者
- ② 参加表明書類等に虚偽の記載をした者

(13) その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 入札保証金及び契約保証金は、免除とする。
- ③ 参加表明書類等の作成及び提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- ④ ヒアリングを実施する場合、ヒアリング実施会場への旅費等の諸経費は提案者の負担とする。
- ⑤ 提出された参加表明書類等は返却しない。
- ⑥ 提出された参加表明書類等は、提案者の選定及び提案者の評価・審査以外に参加者に無断で使用することはない。
- ⑦ 参加表明書類等の提出期限後の差し替え、変更、再提出及び追加については原則として認めない。
- ⑧ 参加表明書類等の外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- ⑨ 提出された参加表明書類等は、山梨県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ⑩ 提出された参加表明書類等は、選定評価を行う作業に必要な範囲又は⑨の場合において、複製を作成することがある。
- ⑪ 災害などにより不測の事態が生じた場合は、本件に関する手続きを延期することがある。